



架空請求詐欺にご注意ください！

町民の方にも届いています

「全国民事訴訟相談センター」「法務省管轄支局」「民事訴訟管理センター」など、実際には存在しない機関名を使用して、お金を要求する手口が発生しています。

このようなハガキが届いています！

ニセモノなので慌てなくても大丈夫です！

慌てて書いてある電話番号に連絡すると



「訴訟取下げ料」などとウソを言って金銭を要求される！

被害発生

確認通知書

訴訟管理番号 (○) 第●●

本通達は貴殿に対し契約中、若しくは債権譲渡のあった企業、又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達後、訴訟取下げ最終期日をもって貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対してこのまま連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通知である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からお連絡をお願い致します。

※取下げ最終期日令和3年○月○日

03-○○○-××××
受付時間 9:00~20:00 (日、祝日は除く)

〒154-0000 東京都千代田区○○○
○○民事訴訟センター

こんなハガキが届いたら



無視する！

連絡しない！

不安な時は
相談しよう！



☎ #9110

(警察相談)

◆当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています
開設時間：午前8時45分～午後5時15分（月曜日～金曜日 年末年始・祝日は除く）
開設場所：当別町役場 環境生活課町民生活係（1階）☎（0133）23-3209